

平成 22 年 11 月 26 日（金）
消費者委員会ヒアリング用資料

消費者基本計画施策番号 43 関連について

○ 調査対象法律一覧ⁱ（※）

個人情報保護に関する法律

消費者基本法

消費者安全法

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

無限連鎖講の防止に関する法律

製造物責任法

消費者契約法

金融商品の販売等に関する法律

食品安全基本法

公益通報者保護法

家庭用品品質表示法

消費生活用製品安全法

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律

特定商品等の預託等取引契約に関する法律

特定商取引に関する法律

割賦販売法

宅地建物取引業法

貸金業法

旅行業法

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

国民生活安定緊急措置法

物価統制令

不当景品類及び不当表示防止法

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

住宅の品質確保の促進等に関する法律

食品衛生法

健康増進法

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

独立行政法人国民生活センター法

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

警備業法

温泉法

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード規制法）

金融商品取引法

保険業法

資金決済に関する法律

振り込め詐欺救済法
偽造・盗難カード預貯金者保護法
電気通信事業法
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
（プロバイダ責任制限法）
携帯電話不正利用防止法
総合法律支援法
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律
利息制限法
借地借家法
薬事法
医療法
消費生活協同組合法
クリーニング業法
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
肥料取締法
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
流通食品毒物混入防止法
商品取引所法
ガス事業法
電気用品安全法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律
商品投資に係る事業の規制に関する法律
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律
計量法
不正競争防止法
工業標準化法
化学物質審査規制法
建築基準法
道路運送車両法
不動産特定共同事業法
建設業法
住生活基本法
道路運送法
住宅瑕疵担保履行法（履行確保法）

ⁱ（※） 今回の調査では、以下のいずれかに当てはまる法律を対象とした。

- ・ 消費者庁所管法令（共管法を含む）
- ・ 「消費者行政推進基本計画」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、消費者行政推進会議から示された例（同計画別紙 2）に列挙された法律

参 考 资 料

【法律名】 個人情報の保護に関する法律

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>個人情報保護法は、大きく2つの部分に分けられる。</p> <p>①官民を通じた我が国全般の個人情報の保護に関する施策を総合的に推進するための基本的枠組みについて定める基本法的な部分（第1章～第3章）</p> <p>②民間部門の一定の事業者（個人情報取扱事業者）を対象に、個人情報の取扱いに関する具体的な義務を規定する一般法的な部分（第4章以降）</p> <p>※公的部門については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（総務省所管）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（総務省所管）、各地方公共団体が定める個人情報保護条例によって、それぞれ規制がなされている。</p> <p>以下では、②の民間事業者に対する規制について、記述する。</p> <p>【制度の概要】</p> <p>民間分野の個人情報の取扱いについて、法は、あらゆる事業等分野に共通する必要最低限のルールを定めている。これを踏まえ、各事業等分野を所管する省庁において、それぞれの事業分野の特性に応じたガイドライン等を策定しており、これらの事業所管大臣等が、主務大臣として、各事業等分野における個人情報の取扱いについて権限と責任を有する仕組みとなっている（参考1「法体系イメージ」参照）。</p> <p>【義務の内容（主なもの）】</p> <p>個人情報の利用目的の特定（第15条）、利用目的による制限（第16条）、適正な取得（第17条）、取得に際しての利用目的の通知等（第18条）、安全管理措置（第20条）、第三者提供の制限（第23条）保有個人データに関する事実の公表等（第24条）、開示（第25条）、訂正等（第26条）、利用停止等（第27条）</p> <p>【主務大臣の権限】</p> <p>①個人情報取扱事業者に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・報告の徴収（第32条）、助言（第33条）、勧告（第34条第1項）、命令（第34条第2項）、緊急命令（第34条第3項） <p>②認定個人情報保護団体に対するもの</p> <ul style="list-style-type: none">・認定（第37条）、廃止の届出の受理（第40条）、報告の徴収（第46条）、命令（第47条）、認定の取消し（第48条） <p>【審議会の関与】</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月閣議決定）の策定・見直しに当たっては、消費者委員会の意見を聴くこととされている（法第7条）。
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・法の施行状況（法第53条により、内閣総理大臣は、毎年度、関係行政の長に報告を求め、その結果を取りまとめて概要を公表することとされている）について、消費者委員会に報告を行うこととされている（基本方針）。 ・消費者委員会は、法の施行状況のフォローアップを行うこととされている（基本方針）。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法の執行（上記「【主務大臣の権限】参照）は、法第36条及び法第49条に定める主務大臣（事業所管大臣等）が行う。事案が複数の事業所管大臣の所掌範囲に及ぶ場合には、複数の主務大臣による共管となる。 ○ 法第51条に基づき、法に定める主務大臣の権限に属する事項は、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができることとされている。 ○ 法第52条に基づき、法により主務大臣の権限又は事務に属する事項は、その所属の職員に委任することができることとされている。平成22年3月31日現在における委任の状況については、参考2「所属の職員への権限の委任状況」参照。
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<p>【平成19年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収（法第32条） 〈金融庁78件、厚生労働省1件、農林水産省2件、経済産業省2件〉 <p>【平成20年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収（法第32条） 〈金融庁26件、国土交通省1件、厚生労働省1件〉 ・助言（法第33条） 〈財務省1件〉 <p>【平成21年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の徴収（法第32条） 〈金融庁16件、総務省1件、厚生労働省1件〉 ・勧告（法第34条第1項） 〈金融庁2件〉
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>複数の事業所管省庁の所管にまたがる共管事案の場合、事前に協議の上、連名により法執行を実施する等により、連携を図っている。</p>
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法第53条に基づき、毎年度、法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表している。 ○ HPにおける公表の他、関係団体への冊子の配布を行っている。

【法律名】 消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	・ 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図る。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。

【法律名】 消費者安全法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1 制度の概要</p> <p>消費者安全法（平成20年法律第50号）は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、平成21年に制定されたもの。概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 基本方針の策定（第6条）○ 消費生活センターの設置（第10条）○ 消費者事故等に関する情報の集約等（第12条）<ul style="list-style-type: none">・ 行政機関等及び国民生活センターによる重大事故情報等の通知（第1項），重大事故等を除く消費者事故情報等の通知（第2項）○ 消費者事故等に関する情報の集約・分析等（第13条）<ul style="list-style-type: none">・ 通知等で得られた情報の集約・分析、取りまとめ。（第1項）・ 取りまとめた結果の公表及び国会への報告。（第3項及び第4項）○ 消費者への注意喚起（第15条）○ 所掌大臣に対する措置の要求（第16条）○ 事業者に対する勧告・命令（第17条）○ 重大事故等が発生し、被害の拡大等の期限がある場合における商品等の譲渡等の禁止又は制限（第18条）○ 消費者委員会の勧告（第20条）○ 事業者に対する報告徴収及び立入調査等（第22条）<ul style="list-style-type: none">・ 報告、立入調査等の権限の都道府県等への委任（第23条第2項） <p>2 消費者安全法の主な改正</p> <ul style="list-style-type: none">○ 平成21年9月1日施行
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	—
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<ul style="list-style-type: none">○ 第14条第1項に基づく資料提供要求 3件<ul style="list-style-type: none">・ 平成22年8月 対アップルジャパン社・ 平成22年11月 対シンドラーエレベーター社及び国土交通省○ 第22条に基づく報告徴収及び第15条に基づく消費者への注意喚起 1件<ul style="list-style-type: none">・ 平成22年10月 対(株)ワールド・リソースコミュニケーション
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	—
法執行実績の公表・広報状況	事案ごとに庁HPにおいて公表

【法律名】 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律

【府省庁名】 金融庁・法務省・消費者庁

法執行の現状

<p>制度の概要</p>	<p>○ 不特定かつ多数の者に対し、後日出資を返還する旨を示してする出資金の受入れを禁止（法第1条）</p> <p>○ 他の法律で認められている場合を除き、業として預り金を行うことを禁止（法第2条）</p> <p>○ 刑事上の利息の上限を規制（法第5条、18年改正）等</p> <p>（注）本法律は刑法の特別法であって、行政庁による検査・監督について規定した行政法ではない。</p>												
<p>権限の関係行政機関との分担・委任の状況</p>													
<p>直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば行政指導）の件数</p>	<p>（参考）</p> <p>警察における取締り状況</p> <table border="1" data-bbox="480 891 1302 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22（1月～10月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送致件数（件）</td> <td>462</td> <td>399</td> <td>272</td> </tr> <tr> <td>送致人員（人）</td> <td>494</td> <td>395</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>※送致件数・送致人員とは、警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。</p> <p>※平成22年（1月～10月）の数値は暫定値。平成23年4月1日に確定。</p>		H20	H21	H22（1月～10月）	送致件数（件）	462	399	272	送致人員（人）	494	395	244
	H20	H21	H22（1月～10月）										
送致件数（件）	462	399	272										
送致人員（人）	494	395	244										
<p>法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態</p>													
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	<p>（参考）</p> <p>○ 警察では、全国の都道府県警察本部から報告された資料により、犯罪統計書を毎年作成・公表している（警察庁のウェブサイトでも公表している。）。</p>												

【法律名】 無限連鎖講の防止に関する法律（昭和 53 年法律第 101 号）

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	・無限連鎖講に關与する行為の禁止、無限連鎖講の防止に關する調査及び啓もう活動等について定めることにより、無限連鎖講がもたらす社会的害悪の防止を図る。
権限の關係行政機關との分担・委任の状況	・同法には、行政処分等の法執行に關する規定はない。
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勸告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	（参考：警察における取締り状況） ・送致件数（※） 20年度 0件、21年度 4件、22年度（1～10月）8件 ・送致人員（※） 20年度 0人、21年度 9人、22年度（1～10月）11人 （※）送致人数・送致人員 警察で事件を送致・送付した件数・被疑者数をいう。平成22年度（1～10月）の数値は暫定値。平成23年4月1日に確定。
法執行における、關係行政機關（關係省庁・取締機關・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	・同法には、行政処分等の法執行に關する規定はない。
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	（参考） ・警察では、全国の都道府県警察本部から報告された資料により、犯罪統計書を毎年作成・公表している（警察庁のウェブサイトでも公表している。）。

【法律名】 製造物責任法（平成6年法律第85号）

【府省庁名】 消費者庁、法務省

法執行の現状

制度の概要	・ 製造物の欠陥により他人の生命、身体又財産に係る被害が生じた場合における損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。

【法律名】 消費者契約法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の行う一定の不当な行為について契約を取消又は無効とすることができることを定め、消費者の利益の擁護を図る。・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法上の不当行為及び景品表示法における不当表示、特定商取引法における不当行為に関して、事業者等に対し差止請求をすることができることを定め、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・該当なし
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<ul style="list-style-type: none">・適格消費者団体の認定（第13条） 19年度 5件、20年度 2件、21年度 1件、22年度 1件・適格消費者団体の認定の有効期間の更新（第17条） 22年度 3件（平成22年11月17日現在）・適合命令及び改善命令（第33条） なし・認定の取消し（第34条） なし
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	<p>（いずれも適格消費者団体の認定・更新等に係るもの）</p> <ul style="list-style-type: none">・経済産業大臣への意見聴取（第15条第2項）・警察庁長官への意見聴取（第15条第3項）・経済産業大臣及び警察庁長官による内閣総理大臣への意見（第38条）
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none">・認定・更新等の個別処分が行われた場合は、随時公表。・認定・更新等の個別処分について官報に掲載。・消費者庁HPにも随時掲載。 http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m02

【法律名】 金融商品の販売等に関する法律

【府省庁名】 金融庁・消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">○ 金融商品販売業者等に対し、金融商品の有するリスク等に係る重要事項の説明を義務付け、及び断定的判断の提供等を禁止。（法第3条・第4条、18年改正）○ 金融商品販売業者等が顧客に重要事項を説明せず、又は断定的判断の提供等を行ったときの損害賠償責任を規定。（法第5条・第6条、18年改正） <p>（注）本法律は、損害賠償を容易にするため民法の特例を規定するものであり、行政庁による検査・監督について規定した行政法ではない。</p>
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	
直近3年間（平成20年度、21年度及び22年度10月まで）の法執行の実績（処分、取締、勧告等（あれば）行政指導）の件数	
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	
法執行実績の公表・広報状況 <ul style="list-style-type: none">○ 公表・広報頻度○ 公表・広報手段	

【法律名】 食品安全基本法（平成15年法律第48号）

【府省庁名】 消費者庁、内閣府

法執行の現状

制度の概要	<ul style="list-style-type: none">・ 科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを図る。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 個別の規制等の行政権限は食品衛生法等の各法に規定されている。・ なお、食品安全委員会のリスク評価等の所掌事務及び権限は、基本法第23条に定められている。
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	<ul style="list-style-type: none">・ 第1章及び第2章には、行政処分等の法執行に関する規定はない。・ 第3章は、組織法上の規定であり、また、「消費者取引の適正化」を図ることを目的としたものではないため、消費者基本計画の施策番号43に該当しない。 <p>なお、法執行については、個別作用法に基づき各省（リスク管理機関）が実施している。</p>
法執行における関係行政機関（関係省庁、取締機関、地方支分部局、地方公共団体等）との連携の実態	<ul style="list-style-type: none">・ 第1章及び第2章には、行政処分等の法執行に関する規定はない。・ 第3章は、組織法上の規定であり、また、「消費者取引の適正化」を図ることを目的としたものではないため、消費者基本計画の施策番号43に該当しない。 <p>なお、法執行については、個別作用法に基づき各省（リスク管理機関）が実施している。</p>
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	<ul style="list-style-type: none">・ 第1章及び第2章には、行政処分等の法執行に関する規定はない。・ 第3章は、組織法上の規定であり、また、「消費者取引の適正化」を図ることを目的としたものではないため、消費者基本計画の施策番号43に該当しない。 <p>なお、法執行については、個別作用法に基づき各省（リスク管理機関）が実施している。</p>

【法律名】 公益通報者保護法 （平成 16 年法律第 122 号）

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	公益通報（※）をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図る。 ※公益通報 労働者（公務員を含む。）が、不正の目的でなく、労務提供先等について法所定の「通報対象事実」が生じ又は生じようとする旨を、法所定の「通報先」に通報することをいう。
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）行政指導の件数）	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。
法執行実績の公表・広報状況 ○公表・広報頻度 ○公表・広報手段	・ 同法には、行政処分等の法執行に関する規定はない。

【法律名】 家庭用品品質表示法

【府省庁名】 消費者庁

法執行の現状

制度の概要	<p>1. 制度の概要</p> <p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。</p> <p>概要は、以下のとおり。</p> <p>○表示の標準（法第3条）</p> <p>家庭用品ごとに、①成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項（「表示事項」）及び②表示方法等表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項（「遵守事項」）を定め、告示するものとする。</p> <p>○指示・公表（法第4条）</p> <p>表示事項を表示せず、遵守事項を遵守しない事業者に対して指示することができる。また、指示に従わない事業者は公表することができる。</p> <p>○消費者委員会への諮問（法第11条）</p> <p>表示の標準を定める等にあたっては、消費者委員会に諮問しなければならない。</p> <p>○報告の徴収、立入検査（法第19条）</p> <p>事業者に対する報告徴収や立入検査を行うことができる。</p> <p>2. 改正等の状況</p> <p>○テレビジョン受信機の「年間消費電力量」「区分名」の見直し（電気機械器具品質表示規程（告示）平成22年改正）</p> <p>○消費者庁設置に基づく改正（平成21年改正）</p> <p>○繊維製品に係る列記表示、JIS改正に伴うはっ水性表示等の見直し（繊維製品品質表示規程（告示）平成21年改正）</p> <p>○魔法瓶、革手袋、革衣料、なべ、湯沸かしの改正（雑貨工業品品質表示規程（告示）平成21年改正）</p> <p>○エアコン項目の改正（電気機械器具品質表示規程（告示）（平成21年改正）</p> <p>○湯たんぼの注意事項に関する改正（合成樹脂加工品品質表示規程（告示）平成21年改正）</p>						
権限の関係行政機関との分担・委任の状況	<p>○経済産業大臣は、違反事業者（小売業者を除く）に対して指示（法第4条）、立入検査・報告徴収（法第19条）する権限を有す。</p> <p>○都道府県は、違反事業者（小売業者に限る）に対して指示・公表、立入検査・報告徴収する権限を有す（法第24条に基づく施行令第4条）。</p>						
直近3年間の法執行の実績（処分、取締、勧告等の件数、（あれば）	<table><tr><td>1. 消費者庁</td><td>21年度</td></tr><tr><td>○指示（法第4条）</td><td>7 件</td></tr><tr><td>○立入検査（法第19条）</td><td>0 件</td></tr></table>	1. 消費者庁	21年度	○指示（法第4条）	7 件	○立入検査（法第19条）	0 件
1. 消費者庁	21年度						
○指示（法第4条）	7 件						
○立入検査（法第19条）	0 件						

) 行政指導の件数)	<p>*「指示」の7件のうち5件は、経済産業省との共同の執行。</p> <p>2. 経済産業省（経済局を含む） 21年度 20年度 19年度</p> <p>○指示（法第4条） 5件 5件 5件</p> <p>○立入検査（法第19条） 0件 0件 0件</p> <p>*21年度の「指示」の5件は、消費者庁との共同の執行。</p> <p>3. 都道府県（合計） 21年度 20年度 19年度</p> <p>○指示（法第4条第1項） 0件 0件 0件</p> <p>○立入検査（法第19条） 4,306店舗 4,374店舗 4,731店舗</p>
法執行における、関係行政機関（関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等）との連携の実態	違反対応に際し、経済産業省、都道府県と連携して実施している。
<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>○公表・広報頻度</p> <p>○公表・広報手段</p>	消費者安全法第13条第4項に基づく国会報告